

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

●高齢者施設福祉部会 広報誌

アクティブ福祉

平成23年10月20日 発行

Active Fukushi



SPECIAL REPORT

スペシャル
レポート

動物と住む街

文京白山の郷 動物とのふれあい

CONTENTS

アクティブ福祉 第7号

- 動物と住む街……………2
- 「アクティブ福祉in東京'11」開催!!……………3
- 特集:地域包括ケアシステムにおける高齢者福祉……………4
- 職種リレー ケアマネジャー
施設ケアマネジャーの醍醐味……………6
- 福利厚生情報がわら版 あくていぶ福利……………7
- 健康問題……………7
- 社会福祉法人の使命として養護老人ホームの
役割と責任を果たすために……………8
- 都内初の都市型軽費老人ホーム……………9
- ひと言!物申す!(連載 第5回)……………10
- 人材育成委員会より……………11
- 発表!職場のアクティブルさん……………12
- 編集後記……………12

スペシャル
レポート

動物と住む街

文京白山の郷 動物とのふれあい

●動物セラピー 「わんわん・ワイワイ・ ニッコニコ」

動物と共に生活すると心がいやされ、精神的にも良い効用をもたらすことを和製英語で「アニマルセラピー」と呼びます。特に情緒教育としての観点から子どもたちにとって、あるいは時として精神的に不安定になりがちな高齢者に効果があるとされています。

文京動物愛護協会の協力を得て、白山の郷でも動物との触れ合いをはじめてもう4年になります。毎月開催で、毎回7～10頭のわんちゃんが参加しています。新犬ボランティアも少しずつ増えてきました。なによりお年寄りの笑顔、ワンちゃん達にはかないません。

開催のきっかけは、家族懇親会の中から挙がったご家族からの希望でした。セラピーということばは聞いてはいましたが、セラピーと呼べるような入居者との方々との関わりは皆無でした。入居者の新たな一面を引き出す試みが、ご家族からの希望でスタートしたことは、白山の郷にとって大き



な出来事でした。同じ区内のアニマルセラピーをすでに実施している先輩施設に見学をさせていただき、イメージを膨らませ、その感想を家族会で報告した後、第1回の開催にこぎつけました。第1回開催の平成19年2月17日から、早丸4年が経過しました。その間、職員の力では笑顔を引き出すのが難しい方々に対しても、いとも簡単に笑顔を引き出してきています。

「癒し」は確かに存在していると実感しています。現在は、白山の郷の財産として定着していますが、今後も未永くつづいていくよう努力していきたいと思います。また、ご家族との関わりの中からご利用者に還元できる試みがアニマルセラピー以外でも実現できるよう、良好な関係を築いていきたいと思います。

また、開催は、文京区動物愛護協会の全面的な協力の下に行われています。愛すべき我が子同然のわんちゃん達をお年寄りのひざからひざへと移動し、セラピー犬としての役割をまっとうさせるため、とびっきりの笑顔で奔走されている協会の方々に、心から感謝しております。



●社会福祉法人 福音会 特別養護老人ホーム文京白山の郷 生活担当係長 湯田 誠

「アクティブ福祉 in 東京'11」開催!!

今年で6回目を迎えた高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉in東京'11」は9月28日(水)新宿の京王プラザホテルで開催。当日は、各施設関係者、学生、一般の方など合わせて約1900人にご来場いただきました。研究発表では、10会場に分かれ105題の発表が行われました。

中でも昨年5月から韓国京畿道（キョンギド）老人福祉施設連合会と相互交流が協定され、初の試みとして、同連合会の職員による研究発表がありました。

また、昨年からはまったポスターセッションは、10題の発表でした。



シンポジウムでは

「今あるいのちに感謝～ともに生き、ともに学ぶ東日本大震災の経験をもとに～」をテーマに被災した地域で働く職員の貴重な体験話を基に復興における地域住民の「絆」や介護を通じて人と触れ合う素晴らしさを改めて実感できる機会となりました。



シンポジスト

- 戸田 公明 氏 (特別養護老人ホームさつき荘 介護職員)
 - 藤本 豊 氏 (東京都立中部総合精神保健福祉センター 特命担当課長(心理職))
 - 小野 ともみ 氏 (高齢者施設 宮城野の里 施設長・理事長)
- コーディネーター
- 山崎 美貴子 氏(東京ボランティア・市民活動センター所長)

おかげさまで今回も盛況のうちに大会を終えることが出来ました。開催にあたっては研究発表者をはじめ、ポスターセッションに参加された方、会場運営にご協力いただきました関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。来年度は、9月26日(水)に開催予定です。

アクティブ福祉実行委員会(研究発表WT担当)

特集

地域包括ケアシステムにおける 高齢者福祉

制度検討委員長

白十字ホーム施設長 西岡 修

ひとつではない大都市東京

高齢者施設福祉部会制度検討委員会が2009年に実施した都内区市町村へのアンケート調査から、区市町村自治体は人口、財政、高齢化率、要介護状況などが大きく異なっていることが改めて確認できました。自治体間の違いが大きく、ひとつではありません。

この10年、介護保険制度は原則全国一律でやってきました。それによって生じた地方と東京の逆格差が、施設整備や事業経営などにおいて顕著になっています。この間、東京では高齢者の多様なニーズが充足されず、東京独特の課題解決が難しくなっています。その象徴的な出来事のひとつが「たまゆら火災」であったといえます。

介護保険制度と社会福祉施設

介護保険はビジネスか公共サービスかという議論が聞かれます。社会保障審議会でも介護保険は福祉制度ではないとの意見があります。

昨年2月に制度検討委員会が都内高齢者福祉施設の施設長を対象にしたアンケートでは、9割近くの特養施設長が「社会福祉事業」として公益性公共性を有して地域に根ざした事業を行うことに「そう思う」と答えています。しかし「市場サービスを利用できない人たちに応えていく」「介護保険被保険者すべてではなく、福祉の必要のある人を対象とする」といった設問では、「そう思う」は30%台に留まり、「どちらともいえない」とする回答が約40%、「そう思わない」が20%でした。この結果は理念と実際の経営にネジレが生じていて、しかも「どちらともいえない」とする回答が多いことから、施設長のジレンマが滲んだ結果となっています。

自由記述にも「施設長として経営を考えると介護保険制度の下では福祉を必要とする人を対象としてばかりはられない」等の意見がありました。福祉施設が福祉施設として役割を果たしきれない状況です。

高齢者の実像

この間、わが国の高齢者像は「豊かである」と言われています。しかし、たとえば豊かである根拠となる調査が、単身者を除いたデータを使用している場合が少なくありません。例えば2010年度に東京都が行った「高齢者の生活実態」調査では、「収入の状況」は夫婦世帯のみを対象としています。それでも同調査の「家計の状況」に関しては、35.5%が「時々」か「ほぼ毎月」赤字になるとしています。

今後、単身者とりわけ単身女性が増えていきます。年金や住宅等の問題に直面し困難

な状況にあることは各種の調査から明らかです。高齢者の実像に合った社会福祉施策とサービスが、第二のたまゆらを防ぐためにも必要です。

地域包括ケアこそ高齢者福祉施設の出番

国は介護保険給付の「介護への重点化」をすすめ、医療と介護との連携を強化し、2025（平成 37）年に向けて地域包括ケアシステムを確立していくこととしています。また今後は給付から生活領域を外すことも検討しています。

中学校区を一圏域として、小地域単位で高齢者を支えていこうとする「地域包括ケア」を推進していくのに、地域の高齢者福祉施設は生活領域を含めた「包括」的なケアを提供するのに一番ふさわしい事業者といえます。それぞれの地域の中で高齢者の生活課題やニーズなどをしっかりと捉えて、高齢者福祉施設が住民、行政と一緒に創り上げていく絶好の機会です。

加えて災害に強い建物は正に地域の拠点です。私たちはハード、ソフト両面で優れた力を有しています。このことは先日の高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉 in 東京'11」でも実証されています。

介護保険制度が大きく変わろうとする今こそ、矜持ある「社会福祉施設」として地域に根ざした事業に時機を逃さずに取り組みたいものです。

図1 公益性が高い社会福祉法人が担う高齢者福祉施設について（特別養護老人ホームのみ）

設問：利用者や家族はもちろんだが、より多くの地域住民にも満足してもらえるように、また介護サービス以外の生活支援、地域の拠点機能等を十分に提供できるように、サービスの質の確保と向上に取り組む必要がある。
（地域の中の身近な福祉相談窓口や独自の食事サービス提供、大規模災害時の在宅の要介護者を受け入れる福祉避難所などと、地域の福祉拠点施設として機能していく必要がある。）

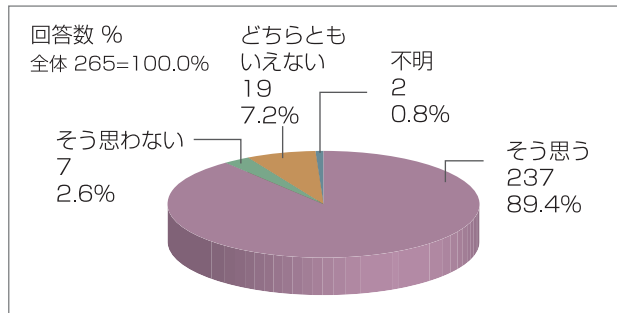
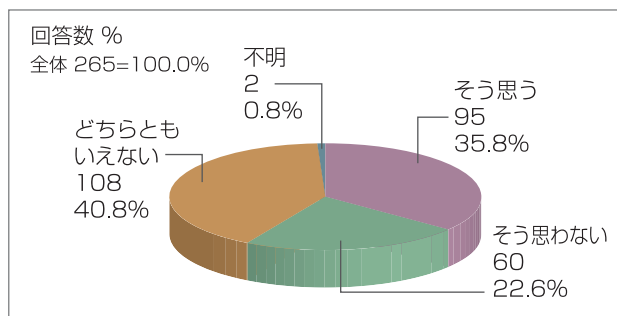


図2 高齢者福祉施設を利用する対象者について（特別養護老人ホームのみ）

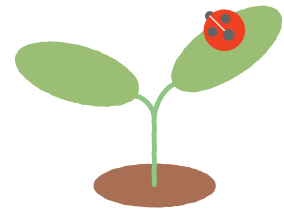
設問：税金を投入して整備した福祉施設として、介護保険被保険者すべてを対象とするのではなく、福祉の必要のある方を対象とすべきである。

出典：平成 21 年度 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会 制度検討委員会
施設長アンケート（平成 23 年 5 月）



職 種 リ レ ー ケアマネジャー

施設ケアマネジャーの醍醐味



● 社会福祉法人 一誠会 偕楽園ホーム 介護支援専門員 鷹野 賢一

私が施設ケアマネジャーを務めさせていただいて4年9か月になります。ケアマネジメントの一連の流れを利用者個々に合わせ継続していくことは容易なことではないと、年数を重ねるたびにその奥深さを感じます。

そのなかでよりどころになるのは、特別養護老人ホーム（以下、特養）の特性として各専門職種が配置されていることです。さらに当ホームの配置医や看護師、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士は、基準以上に厚みのある体制にあることはありがたいことです。それらをどのように活かしていくか意識できるようになったときが、ケアマネジャーのスタート地点だと感じています。

一連のアセスメントからプラン作成、カンファレンス、モニタリングはケアマネジャーのみでは完成しません。各専門職が役割を果たし、利用者へ援助がなされても、まとまりのない対応では効果も半減してしまいます。そのなかで、援助内容を計画し、実施状況を確認、調整をする仕組みの重要性があります。利用者の生活に必要なことを拾い上げ、各職種と協働しながら計画に結びつける作業は、施設ケアマネジャーが果たすべき役割なのだと思います。そんな職種間のつながりをもたせることにやりがいを感じます。

またケアマネジメントの流れとして、根拠に基づいた計画作成、モニタリングによる確認と流れのある支援が求められています。計画は絵に

描いた餅にならないように、また利用者の生活が見えるように計画、実施、記録がつながりをもてるように努めています。

特養におけるケアマネジメントの重要性を居宅介護支援と比較されることがあります。ケアマネジメントや他職種間の連携について、居宅介護支援とはまた違った重要性を感じながら、私は連携のある支援を心がけ職務に当たっています。

施設での生活の主役は利用者本人ですが、利用者の生活を支える環境の大切さを客観的に感じることができる職種はケアマネジャーであると思います。

最後に介護保険制度で施設ケアマネジャーの重要性が増していくものとしてこの職種が成長し、今後も制度の中で利用者支援の要を担い役割をきちんと果たしていける職種であるようになってほしい、また自分自身そうなっていきたいと思います。



「長期休暇で心身のリフレッシュ」

●社会福祉法人 博仁会
和楽ホーム 介護支援専門員 齋藤 雅美

社会福祉法人博仁会では、職員の福利厚生として、リフレッシュ休暇を導入しています。一人につき、年1回・最長10日間取得でき、上半期・下半期で5日間ずつの分割取得も可能です。日常的に希望休を取ることは現在の人員配置での勤務では難しいですが、この休暇だけは、職員間でお互いに調



●夫婦（共に当施設職員）でバリ島へ

整し、出来るだけ多くの職員が取得できる様にしています。

休暇の使い方は職員それぞれです。遠方の故郷へ帰省し家族サービスをしたり、海外旅行を楽しんだりしています。休暇に入る前には、担当のご入居者へも長期不在になることご挨拶をしていく為、「気をつけてね」「楽しんできてね」など見送ってくださり、休暇明けには、休暇中の出来事や写真等で話が弾み、ご入居者と職員で大きな笑い声が聞こえたりしています。

職員一人ひとりが心身共にリフレッシュし、施設で生活されるご入居者の皆様としっかりと向き合える心の余裕を持ち続けたいと思います。



便の観察をしてみよう！ health

健康問題

●ひらお苑 管理栄養士 松本 昌子

便の形は中に含まれる水分量で決まります。便が腸内に長く留まると、水分は余計に吸収されて硬くなります。健康な成人の便はバナナ1～2本程度で70～80%の水分を含み、すっきりと排便ができます。便の臭いは腸内に悪玉菌が多いほどきつくなります。

便の色は黄褐色が正常で、野菜が多いと黄色に傾き、肉などの蛋白質が多いと黒褐色に傾きます。野菜などに含まれる食物繊維は腸内で吸収されずに排泄されます。食物繊維を摂ることで、便は水分を含み適度に柔らかくなり量も増えます。

便の色、形、臭いは腸内環境をあらわすバロ

メーターです。便の観察をして健康管理に役立ててみてはいかががでしょうか？

●食物繊維を多く含む食品

野菜(特にごぼう、レンコン等の根菜類)、きのこ類、芋類、豆類、海藻
→これらの食品を小鉢で1日5皿程度食べると、必要量を摂ることができます。



社会福祉法人の使命として 養護老人ホームの役割と責任を 果たすために

●養護老人ホーム 美山苑
施設長 戸邊 清子

今回は、前号に引き続き、大都市東京における養護老人ホーム実態調査結果を基に外部サービス利用型特定施設化について各施設から出された意見を中心に、養護老人ホームの進むべき方向を考えてみます。

1 介護保険制度の導入による外部サービス利用型特定施設とは

養護老人ホームは、平成18年の制度改正により介護保険制度が導入され、この利用については在宅での利用と同様に介護サービスを利用する方法（個別契約型）と養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設の指定を受け、施設と要支援・要介護の認定を受けている利用者と契約を結んだ上で、外部の事業者に介護サービスを委託する方法（特定施設型）に区分されました。

東京都では、まだ特定施設型の指定を受けた施設はありません。

2 東京都所管担当課の方針

東京都は、厚生労働省が養護老人ホームの見直しに当たって、介護ニーズへの対応として出した外部サービス利用型特定施設への転換を、全面的に打ち出しています。

このことは、平成21年度から老人福祉施設整備事業の中で養護老人ホームについては特定施設の特定を受けていないと補助金交付の対象から外され、「特定施設化」が絶対条件になったのです。

老朽化した建物の大規模修繕や改築計画、個室化の改修計画を決定していた施設が窮地にたたされています。

3 「特定施設化」で養護老人ホームの役割は達成できるか

都内の特別養護老人ホームの施設数が少ないこと、要支援、要介護認定者の増加から養護の「特定施設化」が求められていると考えます。しかし大都市東京の養護老人ホームは、高齢化の加速、格差拡大、人間関係の希薄化などに起因する高齢者問題のセーフティネットとしての役割を果たすことこそがいま求められていることではないでしょうか。

「特定施設化」に対する主な意見

- ①特定施設化を収入面で躊躇するばかりでなく、時代の要請で将来的に特養に転換する覚悟もいる。今こそ養護セーフティネットとしての存在意義を再認識する取組みが必要である。
- ②東京は養護対象者が多く、特定施設に変更する必要はない。
- ③措置施設としての役割を崩すことなく守っていくことが重要ではないか。
- ④介護サービスを利用するとはいえ24時間生活支援をする体制をとるためには、新型養護の支援員の配置数では太刀打ちできない。23年4月より宿直から夜勤化体制へ変更、当面の要介護者の増加に対応、支援員は125%配置となっている。
〔実態調査；支援員の増配置率は140% 配置基準；利用者15名に対し1名〕
- ⑤その地域の特性に応じた制度のあり方が求められている。

都内初の 都市型軽費老人ホーム

社会福祉法人 長寿村
都市型軽費老人ホーム「茂ホーム」
施設長 野口 隆

東京都足立区にある「あやせコミュニティパーク」は、5階建ての1階部分にデイサービス、訪問看護・介護、2階には都市型軽費老人ホーム「茂ホーム」12室とグループホーム、3・4階に高齢者専用賃貸住宅（高専賃）が入った複合型施設です（図）。高齢者が、医療、介護が必要になっても安心して住み続ける事が出来る様、東京都が2010年度から始めた、医療・介護連携型高専賃のモデル事業の1つとして、2011年4月に開設しました。

その一部である、「茂ホーム」は、東京都内初の都市型軽費老人ホームとなります。2009年3月、多数の犠牲者を出した群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災事故により、都内生活保護受給者の行き場がないという問題が明るみにでました。これを受け、厚生労働省は今年4月、大都市部でも開設しやすいように、東京23区や武蔵野市など大都市の一部地域に限り個室面積や人材配置等の基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」を設定しました。

「茂ホーム」は、居宅における生活への復帰を念頭におき、それが難しい場合には、生活の場として高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言、

食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針としています。

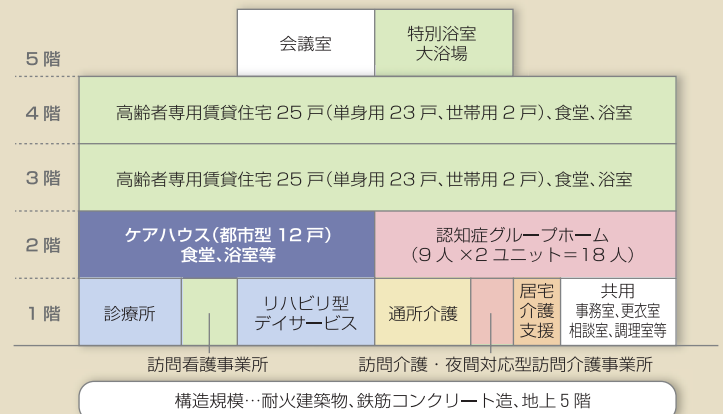
まだ認知度が高くないこともあり、最後の2室が埋まるのに開設から3ヶ月ほどかかりましたが、現在は満床となっています。特別養護老人ホームに入るほどではないが、一般の高齢者向け住宅やケアハウスに入居することは難しいという“ボーダー”の方にとっては、意義のある制度だと思えます。

人は、ある日突然、歳をとるのではありません。

一日一日の延長線上に、ふと誰かの手助けが必要になる瞬間がやってくるのです。「なんとなく心細いな」「何かあったらすぐに気づいてくれる人が欲しいな」という人のために、さりげなく入居者を見守っている私たちは、常に入居者の皆様の「家族の一員」でありたいと思っています。ちょっとしたことで呼び止められ、必要とさせていただくこと、それ自体が私たちの喜びであり、やりがいです。そこで生まれる人間関係が、やすらぎや生きがいになればいい。そんな想いを胸に毎日のお手伝いに励みます。ここが入居者の大切な「我が家」となりますように…。



●(図)あやせコミュニティパークフロアマップ



ひと言！
物申す！

連載 5



あなたは
**居室定員を
1人に限定**

賛成or反対

●利用者支援検討委員会

厚生労働省は来年4月以降に新築する特別養護老人ホームの居室定員について、現行の「4人以下」から「1人」と改め、個室を原則とする省令改正案を示し、介護給付費分科会にて了承されました。

個室化、ユニット化は生活施設として大きな流れであります。

既存の施設については、経過措置として相部屋も認められると思いますが、介護報酬が引き下げられると言われていています。

これについて、各職種から意見をまとめてみました。皆様はどうお考えでしょうか。

賛成

- プライバシーの保護、ストレス軽減につながるので個室に賛成。(ケアワーカー)
- 快適な生活の場として必要。但し利用者の金銭的負担の増加、介護報酬単価の引き下げなどは検討が必要。(看護師)
- 原則は賛成。ただし、「一人部屋はさびしくていや」との声があることも事実。(生活相談員)
- 養護に於いて施設内トラブルの大半は個室化で解消されたが特養は如何？(生活相談員)

反対

- 夫婦での入居や一人部屋では寂しい等、多床室へのニーズの対応も必要。(介護職員)
- 個室施設に建て替えたいが、都心では用地の確保が厳しく建て替えが困難。(施設長)
- 利用料が高額になり、低所得者の人達の行き場が無くなるのでは？(生活相談員)
- 建て替えが困難な施設は収入が減少し、職員の質の低下につながり、一層職員が定着しないことが予測される。(看護師)

識者の視点

●浅川 澄一氏 福祉ジャーナリスト(元日経新聞編集委員)

<居室定員は1人に>

特養での暮らしは長期間であり、生活そのものだ。普段の暮らしで他人との同室、同居は考えられない。相部屋は、「健康で文化的な生活」を国民の権利とした憲法に違反する。「サービス付き高齢者向け住宅」の登場で、「住宅」が普及すると相部屋施設は時代遅れになる。

●橋本 正明氏 立教大学兼任講師・至誠ホーム長

<低所得の問題にも目を>

私の義理の母は、北欧人でした。13年前にガンで亡くなりました。最後は緩和病棟での生活でしたが、当人は個室を使うことは望みませんでした。それは孤独との戦いをしたくなかったからだと思います。ただし家族が病棟のゲストルームに泊まって、精神的に寄り添った家族の介護でした。至誠ホームでは平成6年、先駆的に認知症のグループホームに取り組みました。個室であっても仲間との生活づくりに意を注ぎました。個室は共同生活づくりの基盤でした。現在低所得の方が特養を利用しづらいという声を耳にします。このことに応えない個室論議には疑問を持ちます。

学びが ●人材育成委員会より

“血になり、肉になり、骨になる”

～高齢者福祉施設におけるチームマネジメントを学ぶ研修会

研修講師 (株)エイデル研究所 丹羽 勝

高齢者施設福祉部会人材育成委員会では、毎年「高齢者福祉施設におけるチームマネジメントを学ぶ研修会」を開催しています。今年は6月13日・14日、7月25日・26日の2回開催しました。研修講師の株式会社エイデル研究所丹羽勝先生に研修内容をご紹介します。

本研修は、利用者サービスの第一線の担い手として、また部下・後輩の育成担当当事者として、今後重要な役割を期待されている指導職の方々を対象とした研修です。一泊二日の合宿研修という、古くて新しいこのやり方を進めているのは、私が知る限り東京都だけです。今年で5年間（通算8回）開催し、238名の方々を迎えました。熱の込められたグループワークを中心にした学び・気づきと共に参加者間の交流が大きな魅力となり、その魅力は研修に送り出した施設長、参加した先輩から後輩たちへと伝わっています。

参加応募にあたっては、施設長から指導職として期待していることを書き添えていただくことになっています。

研修場所は奥多摩の静かな宿で、研修に集中できる環境です。初日はリーダーシップ、マネジメントといった言葉を実際的に学び、本研修のメインである問題解決セッションに移ります。夜には日産自動車人財開発部課長をお呼びして、最先端分野で働く同年代の方々の様子などを聴く時間を設けています。講師はその後の懇親会にも参加され、とても人気のコーナーになっています。二日目は問題解決のグループ発表、その後職業人生曲線、交流分析と自分に向かっていただく時間が続きます。

本研修は、合宿研修の後にチャレンジ目標を設定していただき、一カ月を目処に施設長と面接をしていただくことになっています。また半年後にフォローアップ研修（半日）にご参加いただくことまでを一貫的に進めていただく、とても充実したプログラムになっています。会員の皆さん、来年はぜひご参加ください。



発表!!

職場の“アクティブさん”

アクティブさん (仕事に対して積極的(アクティブ)に取り組んでいる方)



特別養護老人ホーム
駒場苑

坂野 悠己さん

(さかのゆうき)

介護主任(介護福祉士 ケアマネージャー)

経験年数: 8年6ヶ月



介護は当たり前の生活習慣を守る事が大前提です。食事は食堂で椅子に座って美味しく食べる、排泄はできるだけトイレですっきりと、入浴はヒノキの浴槽で気持ち良く！その上でその人の生活習慣、趣味、そしてその人らしい最期を…。駒場苑ではそんな介護の実現にスタッフ一同チャレンジ中です。

トライさん (概ね3年未満の新人または他の職種から転職された方で、自分なりに何かに挑戦(トライ)している方)



特別養護老人ホーム
江古田の森

木村 哲也さん

(きむらてつや)

介護スタッフ(2級ヘルパー)

経験年数: 1年5ヶ月



前職は、大型バスの運転手です。祖母の介護を通じ、介護の仕事が天職だと信じて介護業界に飛び込みました。東京都介護雇用プログラム事業で2級ヘルパーを取得し、今後は介護福祉士資格取得を目指します。今年、事業所行事の夏祭り実行委員として、東北の被災地の復興支援プログラムを企画し、大盛況でした。

ながいきするぞうさん (概ね年齢が60歳以上または経験が30年以上の方で、仕事をバリバリこなしている方)



特別養護老人ホーム
第二徳寿園

中舘 あつ子さん

(なかだてあつこ)

看護係長

経験年数: 27年2ヶ月



昭和54年10月に開園した徳寿園に、昭和59年8月より勤務しています。ご利用者の健康管理の基礎をつかれたのはもとより、平成14年9月のISO9001認証取得でも力を発揮されました。平成9年4月の第二徳寿園開園に多大な貢献をし、ご利用者・ご家族の皆様より絶大な信頼があり、第二徳寿園の中心的存在です。

編集

2012年
4月の介護
保険制度改

後記

正の柱である「地域包括ケアシステム」の概要は打ち出されましたが、「具体的にどう変わるのか?」はもう少し先になりそうです。

制度改正の内容については次号(第8号)でお知らせする予定です。さて、制度改正も気になりますが、東京都では今、社会福祉法人が福祉サービスを安心かつ持続的に提供できるように、そして経営が健全で適正であるように社会福祉法人の経営適正化に取り組んでいます。

社会福祉法人はそもそもどういった組織なのか?理事の役割は?理事会は施設経営や利用者サービスについて活発に議論しているのか?など組織の在り方について東京都は指導していくそうです。現場で働いている職員も、これからは組織を理解するために、「事業」や「経営」に関心を持つことも必要です。そのためには「薄くても中身の濃い冊子、アクティブ福祉」をぜひご覧になってください。

くにたち苑 林 瑞哉